

## 総合口座取引規定

### 1（総合口座取引）

（1）次の各取引は、いわぎん総合口座として利用すること（以下「この取引」といいます。）ができます。

- ① 普通預金
- ② 貯蓄預金
- ③ 期日指定定期預金、自由金利型定期預金（M型）、自由金利型定期預金、変動金利定期預金および満期自由型定期預金（以下これらを「定期預金」といいます。）
- ④ しあわせ積立定期預金（自由型、目的型）
- ⑤ 第3号の定期預金、第4号のしあわせ積立定期預金を担保とする当座貸越

（2）普通預金については、単独で利用することができます。

（3）第1項第1号から第4号までの各取引については、この規定の定めによるほか、当行の当該各取引の規定により取扱います。

（4）当行は、お客さまから当行所定のこの預金の申込書の提出を受け、当行がこれを承諾したときに、総合口座取引に係る契約が成立するものとします。

### 2（取扱店の範囲）

（1）普通預金および貯蓄預金は、当行のほか当行本支店のどこの店舗でも預入、払戻し、解約（当座貸越を利用した普通預金の払戻しを含みます。）ができます。

（2）期日指定定期預金、自由金利型定期預金（M型）、変動金利定期預金および満期自由型定期預金の預入れは一口1万円以上（ただし、中間利息によって作成される定期預金の預入れの場合を除きます。）自由金利型定期預金の預入れは当行所定の金額以上とし、定期預金の預入れ、解約または書替継続は当店のほか当行本支店のどこの店舗でも取扱います。なお、当日決済できない小切手その他証券類での預入れはできません。

（3）しあわせ積立定期預金の預入れは一口1回5,000円以上とし、2回目以降の預入は、毎月口座振替の方法により預入れるものとします。また、この預金は、口座振替のほか現金、小切手その他証券類（当日決済できないものは除きます。）により、当店のほか当行本支店のどこの店舗の窓口でも取扱います。

なお、預金機での取扱いはできません。

### 3（定期預金の自動継続）

（1）定期預金は、満期日に前回と同一の期間の預金に自動的に継続します。ただし、期日指定定期預金および満期自由型定期預金は、通帳の定期預金担保明細欄記載の最長預入期限にそれぞれ期日指定定期預金および満期自由型定期預金に自動的に継続します。

（2）継続された預金についても前項と同様とします。

（3）継続を停止するときは、満期日（継続をしたときはその満期日）までにその旨を当店に申出てください。ただし、期日指定定期預金については、最長預入期限（継続をしたときはその最長預入期限）までにその旨を当店に申出てください。

### 4（預金の払戻し等）

（1）普通預金および貯蓄預金の払戻しまたは定期預金の解約、書替継続およびしあわせ積立定期預金

の解約をするときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章（または署名）により記名押印（または署名）して、この通帳とともに提出してください。

- (2) 普通預金から各種料金等の自動支払いをするときは、あらかじめ当行所定の手続をしてください。
- (3) 普通預金から同日に数件の支払いをする場合に、その総額が払戻すことができる金額（当座貸越を利用できる範囲内の金額を含みます。）をこえるときは、そのいずれを支払うかは当行の任意とします。
- (4) しあわせ積立定期預金の自動受取については「しあわせ積立定期預金規定（新総合口座イーハト一ツ積立型）」によります。

## 5（預金利息の支払い）

- (1) 普通預金および貯蓄預金の利息は、毎年2月と8月の当行所定の日、それぞれの預金に組入れます。
- (2) 定期預金の利息は、元金に組入れる場合および中間払利息を中間利息定期預金とする場合を除き、その利払日に普通預金に入金します。現金で受取することはできません。
- (3) しあわせ積立定期預金の利息は、しあわせ積立定期預金規定によります。

## 6（当座貸越）

- (1) 普通預金について、その残高をこえて払戻しの請求または各種料金等の自動支払いの請求があった場合には、当行はこの取引の定期預金およびしあわせ積立定期預金を担保に不足額を当座貸越として自動的に貸出し、普通預金へ入金の上払戻しまたは自動支払いします。
- (2) 前項による当座貸越の限度額（以下「極度額」という。）は、この取引の定期預金およびしあわせ積立定期預金の合計額の90%（千円未満は切捨てます。）または300万円のうちいずれか少ない金額とします。
- (3) 第1項による貸越金の残高がある場合には、普通預金に受入れまたは振込まれた資金（受入れた証券類の金額は決済されるまでこの資金から除きます。）は貸越金残高に達するまで自動的に返済にあてます。なお、貸越金の利率に差異がある場合には、後記第8条第1項第1号の貸越利率の高い順にその返済にあてます。

## 7（貸越金の担保）

- (1) この取引の定期預金およびしあわせ積立定期預金には、その合計額について334万円を限度に貸越金の担保として質権を設定します。
- (2) この取引の定期預金およびしあわせ積立定期預金が数口ある場合には、後記第8条第1項第1号の貸越利率の低いものから順次担保とします。なお、貸越利率が同一となるものがある場合には、預入日（継続をしたときはその継続日）の早い順序に従い担保とします。
- (3) 貸越金の担保となっている定期預金、しあわせ積立定期預金について解約または（仮）差押があった場合には、前条第2項により算出される金額については、解約された預金の金額または（仮）差押にかかる預金の全額を除外することとし、前各項と同様の方法により貸越金の担保とします。

この場合、貸越金が新極度額をこえることとなるときは、直ちに新極度額をこえる金額を支払ってください。

## 8（貸越金利息等）

- (1) ① 貸越金の利息は、付利単位を100円とし、毎年2月と8月の当行所定の日、1年を365日として日割計算のうえ普通預金から引落としまたは貸越元金に組入れます。この場合の貸越

利率は、次のとおりとします。

- a 期日指定定期預金を貸越金の担保とする場合  
その期日指定定期預金ごとにその「2年以上」の利率に年0.50%を加えた利率
- b 自由金利型定期預金（M型）を貸越金の担保とする場合  
その自由金利型定期預金（M型）ごとにその約定利率に年0.50%を加えた利率
- c 自由金利型定期預金を貸越金の担保とする場合  
その自由金利型定期預金ごとにその約定利率に年0.50%を加えた利率
- d 変動金利定期預金を貸越金の担保とする場合  
その変動金利定期預金ごとにその約定利率に年0.50%を加えた利率
- e 満期自由型定期預金を貸越金の担保とする場合  
その満期自由型定期預金ごとに最長預入期間（5年）の利率に年0.50%を加えた利率
- f しあわせ積立定期預金を貸越金の担保とする場合  
期日指定定期預金の場合その「2年以上」の利率に年0.50%を加えた利率  
自由金利型定期預金（M型）の場合その約定利率に年0.50%を加えた利率

② 前号の組入れにより極度額をこえる場合には、当行からの請求がありしだい直ちに極度額をこえる金額を支払ってください。

③ この取引の定期預金およびしあわせ積立定期預金の全額の解約により、定期預金およびしあわせ積立定期預金のいずれの残高も零となった場合には、第1号にかかわらず貸越金の利息を同時に支払ってください。

(2) 当行に対する債務を履行しなかった場合の損害金の割合は、年10%（年365日の日割計算とします。）

#### 9（届出事項の変更、通帳の再発行等）

(1) この通帳や印章を失ったとき、または、印章、氏名、住所その他の届出事項に変更があったときは直ちに書面によって当店に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

(2) この通帳または印章を失った場合の普通預金および貯蓄預金の払戻し、解約、定期預金、しあわせ積立定期預金の元利金の支払い、または通帳の再発行は、当行所定の手続をした後に行います。  
この場合、相当の期間をおくことがあります。

(3) 届出のあった氏名、住所にあてて当行が通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到着しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

#### 10（成年後見人等の届け出）

(1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。また、預金者の補助人・保佐人・後見人について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときも、同様に当店に届け出てください。

(2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。

(3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前二項と同様にお届けください。

- (4) 前三項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様にお届けください。
- (5) 前四項の届け出の前に、当行が過失なく預金者の行為能力に制限がないと判断して行った払戻しについては、預金者およびその成年後見人、保佐人、補助人もしくはそれらの承継人は取消しを主張し生じた損害については、当行は責任を負いません。

#### 11 (印鑑照合)

払戻請求書、証書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めたとほか、払戻請求者が預金払戻しの権限を有しないと判断される特段の事情がないと当行が過失なく判断して行った払戻しは有効な払戻しとします。

#### 12 (即時支払)

- (1) 次の名号の一にでも該当した場合に貸越元利金等があるときは、当行からの請求がなくても、それらを支払ってください。
- ① 支払いの停止または破産、民事再生手続開始の申立があったとき
  - ② 相続の開始があったとき
  - ③ 第8条第1項第2号により極度額をこえたまま6か月を経過したとき
  - ④ 住所変更の届出を怠るなどにより、当行において所在が明らかでなくなったとき
- (2) 次の各場合に貸越元利金等があるときは、当行からの請求がありしだい、それらを支払ってください。
- ① 当行に対する債務の一つでも返済が遅れているとき
  - ② その他債権の保全を必要とする相当の事由が生じたとき

#### 13 (解約等)

- (1) 普通預金口座を解約する場合には、この通帳を持参のうえ、当店または当行本支店に申出てください。この場合、この取引は終了するものとし、貸越元利金等があるときはそれらを支払ってください。なお、この通帳に貯蓄預金、定期預金およびしあわせ積立定期預金の記載がある場合で、貯蓄預金、定期預金の残高があるときは、別途に貯蓄預金の通帳または定期預金の通帳（証書）を発行し、しあわせ積立定期預金の残高があるときは、しあわせ積立定期預金は、普通預金と同様解約の手続きとなります。
- (2) 前条各項の事由があるときは、当行はいつでも貸越を中止しまたは貸越取引を解約できるものとします。

#### 14 (差引計算等)

- (1) この取引による債務を履行しなければならない場合には、この取引の定期預金およびしあわせ積立定期預金については、その満期日前でも貸越元利金等と相殺できるものとします。また、相殺できる場合は事前の通知および所定の手続を省略し、この取引の定期預金およびしあわせ積立定期預金を払戻し、貸越元利金等の弁済にあてることもできるものとします。
- なお残りの債務がある場合には直ちに支払ってください。

- (2) 前項によって差引計算等をする場合、債権債務の利息および損害金の計算については、その期間を計算実行の日までとし、定期預金およびしあわせ積立定期預金の利率はその約定利率とします。

#### 15 (譲渡、質入れの禁止)

- (1) 普通預金、貯蓄預金、定期預金、しあわせ積立定期預金その他のこの取引にかかるいっさいの権利およびこの通帳は、譲渡または質入れその他第三者の権利を設定すること、または第三者に利用

させさせることはできません。

(2) 当行がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当行所定の書式によります。

#### 16 (保険事故発生時における預金者からの相殺)

(1) 定期預金(しあわせ積立定期預金も含まれます。)は、満期日が未到来であっても、当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当行に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺することができます。なお、この預金が第7条第1項により貸越金の担保となっている場合にも同様の取扱いとします。

(2) 前項により相殺する場合には、次の手続によるものとします。

① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、通帳は届出印を押印して直ちに当行に提出してください。ただし、相殺により貸越金为新極度額をこえることとなるときは、新極度額をこえる金額を優先して貸越金に充当することとします。

② 前号の充当の指定のない場合には、当行の指定する順序方法により充当いたします。

③ 第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。

(3) 第1項により相殺する場合の利息等については次のとおりとします。

① この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。

② 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日までとして、利率、料率は当行の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当行の定めによるものとします。

(4) 第1項により相殺する場合の外国為替相場については当行の計算実行時の相場を適用するものとします。

(5) 第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当行の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

(6) この取引の普通預金、貯蓄預金についても普通預金取引規定、貯蓄預金取引規定により相殺できるものとします。

#### 17 (規定の変更)

(1) この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法第548条の4の規定にもとづき変更するものとします。

(2) 前項によるこの規定の変更は、変更を行う旨および変更後の規定の内容ならびにその効力発生時期を、店頭表示、インターネットまたはその他相当の方法で公表することにより周知します。

(3) 前二項による変更は、公表の際に定める1か月以上の相当な期間を経過した日から適用するものとします。

以 上  
(2020.4.1)

## 休眠預金等活用法にかかる規定

この規定は、「民間公益活動を促進するための休眠預金等にかかる資金の活用に関する法律」（以下、「休眠預金等活用法」といいます。）にもとづき定めるもので、つぎの預金規定に適用します。

なお、この規定は、当該預金の各規定に加えて適用するものとします。

当座勘定規定、個人当座勘定規定、専用約束手形当座勘定規定、預金共通規定、総合口座取引規定、普通預金規定、貯蓄預金規定、定期預金（通帳式）規定、納税準備預金規定

### 1（休眠預金等活用法にかかる最終異動日等）

(1) この預金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日のうち最も遅い日をいうものとします。

- ① 当行ホームページに掲げる異動が最後にあった日
- ② 将来における預金にかかる債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、預金にかかる債権の行使が期待される日として次項において定める日
- ③ 当行が預金者に対して、休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が預金者に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当行があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が預金者の意思によらないで返送されたときを除きます。）に限りします。
- ④ この預金が、休眠預金等活用法第2条第2項に定める預金等に該当することとなった日

(2) 前項第2号において、将来における預金にかかる債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、預金にかかる債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。

- ① 預入期間、計算期間または償還期間の末日（自動継続扱いの預金にあっては、初回償還日）
- ② 定期預金等について  
初回の満期日後に次に掲げる事由が生じた場合当該事由が生じた期間の満期日
  - a 異動事由（当行ホームページにおいて「異動事由」として掲げる事由をいいます）
  - b 当行が預金者に対して、休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が預金者に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当行があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が預金者の意思によらないで返送されたときを除きます。）に限りします。
- ③ 法令、法令にもとづく命令もしくは措置または契約により、この預金について支払が停止されたこと。当該支払停止が解除された日
- ④ この預金について、強制執行、仮差押または国税滞納処分（その例による処分を含みます。）の対象となったこと。当該手続きが終了した日
- ⑤ 法令または契約にもとづく振込の受入れ、口座振替その他の入出金が予定されていることまたは予定されていたこと。（ただし、当行が入出金の予定を把握することができるものに限りします。）当該入出金が行われた日または入出金が行われないことが確定した日

### 2（複数の預金を一冊の通帳にまとめた商品「総合口座（通帳）、定期預金（通帳）、通知預金（通帳）」

## の最終異動日等)

この取引における預金のいずれかに将来の債権の行使が期待される事由(前条第2項において定める事由をいいます。)が生じた場合には、他の預金にも当該事由が生じたものとして取扱います。

### 3 (休眠預金等代替金に関する取扱)

- (1) この預金について長期間お取引がない場合、休眠預金等活用法にもとづきこの預金にかかる債権は消滅し、預金者等は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することになります。
- (2) 前項の場合、預金者等は、当行を通じてこの預金にかかる休眠預金等代替金債権の支払を請求することができます。この場合において、当行が承諾したときは、預金者は、当行に対して有していた預金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払を受けることができます。
- (3) 預金者等は、第1項の場合において、次に掲げる事由が生じたときは、休眠預金等活用法第7条第2項による申し出および支払の請求をすることについて、あらかじめ当行に委任します。
  - ① この預金について、振込、口座振替その他の方法により、第三者からの入金または当行からの入金であって法令または契約に定める義務にもとづくもの(利子の支払にかかるものを除きます。)が生じたこと
  - ② この預金について、手形または小切手の提示その他の第三者による債権の支払の請求が生じたこと(当行が当該支払の請求を把握することができる場合に限りです。)
  - ③ この預金にかかる休眠預金等代替金の支払を目的とする債権に対する強制執行、仮差押または国税滞納処分(その例による処分を含みます。)が行われたこと
  - ④ この預金にかかる休眠預金等代替金の一部が支払われたこと
- (4) 当行は、次の各号に掲げる事由を満たす場合に限り、預金者等に代わって前項による休眠預金等代替金の支払を請求することを約します。
  - ① 当行がこの預金にかかる休眠預金等代替金について、預金保険機構から支払等業務の委託を受けていること
  - ② この預金について、前項第2号に掲げる事由が生じた場合には、当該支払への請求に応じることを目的として預金保険機構に対して休眠預金等代替金の支払を請求すること
  - ③ 前項にもとづく取扱いを行う場合には、預金者等が当行に対して有していた預金債権を取得する方法によって支払うこと

### 4 (規定の変更)

- (1) この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法第548条の4の規定にもとづき変更するものとします。
- (2) 前項によるこの規定の変更は、変更を行う旨および変更後の規定の内容ならびにその効力発生時期を、インターネットまたはその他相当の方法で公表することにより周知します。
- (3) 前二項による変更は、公表の際に定める1か月以上の相当な期間を経過した日から適用するものとします。

以上

(2020. 4. 15)